

業 務 番 号							
設計年度	令和7年度		橋梁補修設計業務委託（市道沼田 1 号線 2 号橋梁（寺内橋）） 三原市 沼田一丁目 交付金 仕 様 書				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要			起 工 理 由				
沼田 1 号線 2 号橋梁（寺内橋） 橋梁補修設計 N= 1 橋 橋長15m以上100m未満 N= 1 橋							

橋梁補修設計業務委託(市道沼田1号線2号橋梁(寺内橋))

特記仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は「三原市橋梁個別施設計画(令和5年10月)」に基づき、仕様書に掲げる橋梁補修工事に伴う測量及び補修設計業務等を行うものとする。

(業務箇所)

第2条 本業務の箇所については、次のとおりとする。
市道沼田1号線2号橋梁(寺内橋) 三原市沼田一丁目

(遵守法令等)

第3条 本業務については、次に掲げる各種関係法令及び規程に基づいて行うものとする。

1. 道路法(昭和27年法律第180号)
2. 河川法(昭和39年法律第167号)
3. 道路交通法(昭和35年法律第105号)
4. 測量法(昭和24年法律第188号)
5. 広島県公共測量作業規程(平成20年5月)
6. 測量業務共通仕様書(令和6年8月)広島県
7. 地質・土質調査業務共通仕様書(令和6年8月)広島県
8. 設計業務等共通仕様書(令和6年8月)広島県
9. 橋梁補修設計業務共通仕様書
10. 道路橋の損傷事例 平成28年4月
11. その他、本業務に適用する関係法令及び基準

(業務の充足・補完)

第4条 本特記仕様書及は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足及び補完をしなければならない。

第2章 業務の概要

(業務の概要)

第5条 本業務の概要については、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------------|----------------------|---|----|
| 1. 設計業務 | (1) 橋長 15m 以上 100m未満 | 1 | 橋 |
| | ① 現地調査・業務計画書作成 | 1 | 橋 |
| | ② 補修工法検討・原因除去対策検討 | 1 | 橋 |
| | ③ 図面・数量計算書・概算工事費作成 | 1 | 橋 |
| | ④ 照査 | 1 | 橋 |
| | ⑤ 報告書作成 | 1 | 橋 |
| 2. 関係機関との協議資料作成 | | - | 業務 |
| 3. 設計協議(初回・成果品納入時) | | 1 | 業務 |

第3章 業務の内容

(現地調査・業務計画作成)

- 第6条 本業務は、既存の点検結果及び図面等による緒元、状態を把握するものとする。
現地調査による損傷箇所の調査、損傷原因の特定・推定及び設計に必要な項目について調査を行うものとする。
上記により、本業務の実施計画の立案を行うものとする。

(補修工法検討・原因除去対策検討)

- 第7条 本業務は、損傷の原因を十分に把握し補修工法としてふさわしい工法について、対象橋梁の構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から3案程度を選定し、各案について比較検討のうえ補修工法を決定するものとする。
維持管理に係るコスト縮減等に取り組むため、「広島県長寿命化技術活用制度」の登録技術や国土交通省の「点検支援技術性能カタログ(案)」に記載されている新技術、新技術情報提供システム(NETIS)の登録技術等の活用を検討し、コスト縮減が図れる有効な新技術は積極的に採用することとし、活用検討状況について調査職員に報告すること。
また、現地調査により橋梁に損傷を与える原因が確認された場合は、損傷原因となる部位についての対策を検討し、原因除去対策を設計するものとする。

(図面・数量計算・概略工事費作成)

- 第8条 本業務は、対象橋梁の補修工事の発注積算に必要な設計図書、数量計算を作成し、概算工事費を算定する。
また、概算工事費の算定については、見積収集及び整理を含むものとする。

(関係機関との協議資料作成)

- 第9条 本業務は、関係機関との協議を想定していない。
業務を遂行中に協議が必要となった場合は、調査員の指示によるものとする。

(照査)

- 第10条 本業務は、成果における照査を次のとおり行うものとする。
- (1) 基本条件
基本条件の決定に際し、現況の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかどうかの確認を行う。
 - (2) 設計条件等
設計図を基に、位置、取り合い（現況構造物）及び構造物の整合が適切に設置されているかどうか、また、物理的及び合理的に施工が可能か、施工方法に統一性があるかについて照査を行う。
また、埋設物、支障物件、周辺との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - (3) 設計方針
設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - (4) 設計図
設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(報告書作成)

- 第11条 本業務は、第3章第6条から同章第10条の成果のとりまとめを行い報告書の作成をするものとする。
また、上記報告書の概要書等の作成を行うものとする。

第4章 成果品等

(成果品)

第12条 本業務における成果品の納入は、次のとおりと部数は正本1部副本1部とし、成果品の内容については、「測量業務等共通仕様書（令和6年8月）広島県」に準ずるものとし、次のとおりとする。

なお、上記によりがたい場合については、発注者と協議を行うものとする。

また、図面縮尺については発注者と協議を行うものとする。

(磁気媒体による納品)

第13条 業務成果品は、電子媒体（CD-R）によりデータを記憶保存するとともに成果品の副本として1部納入するものとする。

この場合図面については、電子図化方式（CAD）により作図された図面については、ファイル形式標準SFC若しくはdwg形式によるCADデータとして記憶するものとする。

また、撮影写真における画像データのファイル形式について、JPEG形式(joint photographic expert group) 解像度400dpi以上として記憶するものとする。

その他、計算書等の成果品におけるファイル形式については原則マイクロソフトエクセルとし、特殊マクロ（プログラム）は使用しないものとする。

ただし、特段の条件がある場合については別途発注者と協議を行うものとする。

(製図面の正本)

第14条 本業務における成果図面については、JIS（日本産業規格）A列4番（見開きA列3番）による縮図冊子を正副それぞれ2部納品するものとする。

第5章 管理技術者及び照査技術者

(管理技術者及び照査技術者の選任)

第15条 1 受注者は、適格な管理技術者及び照査技術者を配置すること。

2 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。

(1)業務分野別金額が2、500万円以上の業務分野の管理技術者は、専任で配置することとする。

(2)業務分野別金額が500万円以上2、500万円未満の業務分野の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野の管理技術者を兼務してはならない。

(3)当該業務分野の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務してはならない。

3 照査技術者（測量業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）は、業務の照査にあたり、設計・測量チェックマニュアル（平成13年4月 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室）により実施すること。

第6章 道路使用等

(道路使用等)

第16条 本業務における調査業務において、道路を使用し、又は、道路に規制を生じさせて調査を行う場合については、道路法及び道路交通法に基づき道路管理者及び交通管理者へ道路の使用に伴う許可の申請をしなければならない。

(業務カルテの登録)

- 第17条 本業務において受託者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、総括監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに公衆電話回線を通じたオンラインにより登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。
- 提出期限は次のとおりである。
- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
 - (2) 完成時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
 - (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更が合った場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- なお、受注額により手続きの必要を要しない場合はこの条項は削除するものとする。

第7章 業務打合せ協議等

(業務打合せ)

- 第18条 本業務において、設計業務打合せにおける初回、成果品納入時の打ち合わせを見込んでいる。

第8章 著作権等

(著作権等)

- 第19条 本業務における成果品の著作権はすべて三原市に帰属するものとし、本業務で知り得た情報、成果品に係る情報を請負者は一切第三者に対し漏洩、流用、転用等の行為をしてはならない。
- ただし、発注者の同意を得た場合についてはこの限りではない。

工事数量総括表

頁 1

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
設計業務費					
橋梁補修設計業務		式		1	レベル1
打合せ		式		1	レベル2
打合せ		式		1	レベル3
打合せ		式		1	レベル4
橋梁補修設計業務		式		1	レベル2
橋梁補修設計業務		式		1	レベル3
橋梁補修設計業務		橋		1	レベル4
** 直接人件費 **					
直接経費					
旅費交通費		式		1	レベル2
旅費交通費		式		1	レベル3
旅費交通費		式		1	レベル4
電子成果品作成費		式		1	レベル2
電子成果品作成費		式		1	レベル3
電子成果品作成費		式		1	レベル4

三 原 市

工事数量総括表

頁 2

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
** 直接原価 **					
その他原価					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等					
業務価格計					
消費税相当額計					
業務費計					

三 原 市

参 考 資 料

— 橋梁補修設計業務委託（市道沼田 1 号線 2 号橋梁（寺内橋）） —

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-07.05.01(0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
橋梁補修設計業務					Y2C04 レベル1
	1	式			
打合せ					Y2C0401 レベル2
	1	式			
打合せ					Y2C040101 レベル3
	1	式			
打合せ					Y2C04010101レベル4
	1	式			
打合せ 設計業務					SA010100010 00
	1	業務			単第0 -0001 表
橋梁補修設計業務					Y2C0402 レベル2
	1	式			
橋梁補修設計業務					Y2C040201 レベル3
	1	式			
橋梁補修設計業務					Y2C04020101レベル4
	1	橋			

設計業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁補修設計 橋長15m以上100m以下 局部的・限定的な損傷	1	橋			SHDA0057 00 単第0 -0002 表
※※直接人件費※※					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101レベル4
旅費交通費（設計）	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0008 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					YZZ01020101レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計, 予備設計及び詳細設計					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0009 表
直接原価					
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					

設計業務費 内訳表

頁0 -0005

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

打合せ 設計業務

SA010100010

單第0 -0001 表

1

業務 当り

[illegible]

施工単価表

橋梁補修設計
橋長15m以上100m以下

SHDA0057
局部的・限定的な損傷

単第0 -0002 表

1 橋 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
現地調査・業務計画書作成	1	橋			単第0-0003 表
補修工法検討・原因除去対策検討	1	橋			単第0-0004 表
図面・数量計算書・概算工事費作成 【上部工】(標準歩掛:1径間)	1	橋			単第0-0005 表
照査	1	橋			単第0-0006 表
報告書作成	1	橋			単第0-0007 表
*** 単位当たり ***	1	橋			
A=1 上部工のみ損傷がある場合 C=1 - F=1 [有]補修工法検討・原因除去対策検討 K=1 [有]照査			B=2 上部工のみ局部的・限定的な損傷の場合 E=1 [有]現地調査・業務計画書作成 H=1 [有]図面・数量計算書・概算工事費作成(上) L=1 [有]報告書作成		

施工単価表

頁0 -0008

現地調査・業務計画書作成

SHDA0059

单第0 -0003 表

1

橋 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

補修工法検討・原因除去対策検討

SHDA0059

單第0 -0004 表

1

橋 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

図面・数量計算書・概算工事費作成

SHDA0059

單第0 -0005 表

1

橋 当り

【上部工】（標準歩掛：1径間）

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

照查

SHDA0059

單第0 -0006 表

1

橋 当り

[illegible]

施工単価表

報告書作成

SHDA0059

單第0 -0007 表

頁0 -0012

橋 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0008 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

電子成果品作成費(設計)
概略設計、予備設計及び詳細設計

S2Z0102X3

單第0 -0009 表

式 当り

[illegible]

位置図

